

自民クラブ 「全国地方議会サミット 2022」 研修報告書

開催日時 2022年5月12日（木曜日）13時-18時

2022年5月13日（金曜日）10時-16時

会 場 早稲田大学大隈記念講堂（オンラインにて参加）

主 催：ローカル・マニフェスト推進連盟／マニフェスト大賞実行委員会

共 催：早稲田大学マニフェスト研究所 後援：全国市議会議長会

参加議員：(4名)

・オンライン：島田副議長・芳賀議員

・現地参加：清水議員・角田議員

～プログラム～（1日目・5月12日）

【基調講演】チーム議会で取り組む「自己決定・自己責任」の地方自治

北川 正恭 早稲田大学 名誉教授／元三重県知事

縁があり、早稲田大学での新しい大学院の教授となった。

教授就任後、「地方が自立して、そして自己決定できて自己責任が果たせるということにならないと中央集権時代に機関委任事務で縛られて國のおっしゃる通りという、政治は中央政府がやるというこういう状態のところを地域から

いろんな点を調べてそして現場にこそ本当の問題が宿るのだという認識を変えていかねば、成熟した国の民主主義は進んで行かない」と思い、運動を始めようとマニフェスト研究所を創設。始めて18年ぐらいとなった。

マニフェスト運動始めた頃に当時の若手の地方議員の方が数名で、地方議員も政策に強くなければいけないから一緒に運動やってほしいとのお誘いでローカルマニフェスト推進地方議員連盟を発足。

良い政治をするということを競い合う善政競争する推進連盟にして行こう。そのためには知らなければいけないからある議会が良い政治をやってくれたらそれを徹底的にパクることが大切で、合言葉はTTP、徹底的にパクルを合言葉に進んできている。この実現部隊としてローカルマニフェスト大賞がある。最初始めた時は221件の応募、昨年は2700件を超える応募があり、ローカルの政策コンテストとしては日本最大に育てていただいた。そしてリクエストもあり、地方議員の皆さんのが一堂に会し全国大会を行ったのが、このサミットです。

地方議会の改革では、量的削減が改革とされた。議員定数、報酬、政務活動費を減らし



たというのが改革としていた。実はそんな量的削減は改革でも何でもない。本当は質的に変えていかなければいけない。だんだん変わってきて最近では質的に改革する方向性。政策立案など住民にとって議会がどのように役立っているか、議会の存在感を示さなければいけないという方向性になった。基本条例や政策的な条例、生産的な条例の提案も増えてきている。自分自身が関わってきて体感する。この二日間でいろいろな先生のご講演を頂くわけであるが、実践へ結び付けてほしい。

問題は、改革を進めている議会は、より一層の改革を求め、進んでいない議会はどのように改革をすべきか理解せず、小手先の改革で改革をした気になっている傾向がある。

地方議会は首長執行部の監視機能であるという理解があまりにも多い。一括法の趣旨は執行権者と議決権者が機関競争するということ。議会も監視は重要な役割であるが、政策を提案したり政策の提案を促す条例を制定したりするために調査権もある。

本当の地方の時代を迎るために、今までの理解は監視機能の役割は機能の一部、地域の皆さんのお住民の意見の代弁者で民意の反映機関であり、その中に政策提案あるいは決定権含んだ役割がある。議会が発信し首長執行部がそれを受け地方を変えてくということになれば、この国が民主政治を変えていく、これこそが議会の皆さん方の役目だとこのように思っております。

【特別講演】一人一人の多様な幸せを実現する デジタル庁のミッション

牧島 かれん デジタル大臣

○デジタル庁のミッション

「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」



○デジタル庁の概要

- ・日本のデジタル化の遅れが露呈したと言われて
いる中、社会全体のデジタルトランスフォーメーションの推進、デジタル社会推進の司令塔として発足。
- ・デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合った
サービスを選ぶことができるよう、多様な幸せを1人1人が感じることができるよ
うな社会を目指している。
- ・霞ヶ関、地方自治体、民間からはスタートアップ企業をはじめとした多様なバックグ
ラウンドを持っている方たちが参加。従来の霞ヶ関とは違う大きな特徴を持っている。
- ・誰一人取り残されない人にやさしいデジタル化を行う。
⇒デジタル化の恩恵を皆さんを感じていただく
⇒社会の暖かさやぬくもりを実感していただけるようにすること
私たちの掲げている大事なミッション

○ミッションを達成するためのビジョン

・Government as a Service

国、地方公共団体、民間事業者、その他あらゆる関係者を巻き込みながら有機的に連携し、ユーザーの体験価値を最大化するサービスを提供します。

・Government as a Startup

高い志を抱く官民の人材が、互いの信頼のもと協働し、多くの挑戦から学ぶことで、大胆かつスピーディーに社会全体のデジタル改革を主導します。

国あるいは行政はサービスを提供する主体であることを意識し、国民や住民の皆様と向き合っていく。ユーザーである住民国民の皆さんお一人お一人が便利・使いやすいサービス作り提供。国・地方公共団体・民間事業者あらゆる関係者を巻き込み、連携して役割を果たす。その時々のニーズに合わせて大胆かつスピーディーに改革に挑戦し、新たなサービスを提供していく、こうしたサービス精神とスタートアップ精神を大事にしていきたいと考え、ビジョンに掲げた。

○4つのバリュー

・この国に暮らす一人ひとりのために

私たちは、この国とともに歩む人々の利益を何よりも優先し、高い倫理観を持ってユーザー中心のサービスを提供します。声なき声にも耳を傾け、一人ひとりに寄り添うことで、誰もがデジタルの恩恵を受ける社会をつくります。

・常に目的を問い合わせ

私たちは、前提や慣習を前向きに疑い、世界に誇れる日本を目指し、新しい手法や概念を積極的に取り入れます。常に目的を問い合わせ、「やめること」を決める勇気を持ち、生産性高く仕事に取り組みます。

・あらゆる立場を超えて

私たちは、多様性を尊重し、相手に共感し、学び合い補い合うことによって、チームとして協力して取り組みます。また、相互の信頼に基づいて情報の透明性が高い、オープンで風通しのよい環境をもとに、自律して行動します。

・成果への挑戦を続けます

私たちは、過度な完璧さを求めず、スピーディーに実行し、フィードバックを得ることで組織として成長します。数多くの挑戦と失敗からの学びこそがユーザーへの提供価値を最大化すると信じ、先駆者として学びを社会へと還元しながら、成果への挑戦を続けます。

○デジタル庁の定義では

- ・ミッション⇒デジタル庁は誰の何のために存在するのか。
- ・ビジョン ⇒ミッションを達成するために組織として目指すあるべき姿

- ・バリュー ⇒ 組織に属する職員がどのような価値観を持ち、日々どのような行動をすべきかという行動指針となります。
- ・デジタル庁は政府で利用する情報システムについて、長期的な基盤機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドを表示したい情報システムについても活用できるよう推進していきます。
- ・現在、住民登録・地方税・介護や福祉といった地方自治体の 20 の基幹業務システムについてガバメントクラウド上で提供される標準準拠システム移行できる環境整備する統一標準化の取り組みを進めているところ。
- ・統一標準化の取り組みを進めることで地方自治体は情報システムを個別に開発することによる人的財政的負担を軽減して地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようになります。

○当面のスケジュール

今年の夏までに標準化対象の 20 業務全ての標準仕様書作成することを目標

■新型コロナウィルス対応を一例として紹介

- ・引っ越しをした住民に関して本人同意がなければ過去の他自治体での接種履歴が紹介できず 3 回目ワクチン接種の案内が必要な方に届けることが難しいなど混乱を招く懸念があった。
- ・マイナンバー法におけるマイナンバー利用が本人同意を得ずに行える限定的な規定である「人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合に該当する」という法解釈を明確化。
 - ⇒自治体からのご要望を受け関係者と迅速に整理を行いシステム改修も含めて柔軟に対応していただいた全ての方々のおかげで実現
 - ⇒紙での発行としていた予防接種法に基づく接種証明書についてスマートフォンで申請し交付を受けられる接種証明書アプリを昨年 12 月にリリース。
 - ⇒アプリによりリリース当日に約 50 万件以上、一ヶ月で 300 万件以上、4 月には 600 万件のデジタルの証明書が利用。
 - ⇒アプリはアジャイルで可能な限り早くサービスを開始するとともに順次必要な機能を追加しより使いやすいものとなるよう随時アップデートしていく方針として整備。

○デジタル臨時行政調査会とデジタル田園都市国家構想

- ・新しい時代を開拓するためデジタル改革規制改革行政改革を一体的に進める臨時行政調査会いわゆるデジタル臨調を昨年 11 月に立ち上げ。
 - ⇒日本の制度組織が、デジタル技術を最大限に活用できる仕組みになっていないという問題意識からスタート。

⇒デジタル改革・規制改革・行政改革を合わせて担当させて頂いているからこそ、これらを一体的に進める。

○デジタル原則の例

- ・トンネルや橋の点検の多くは人が目視で確認作業を実施（フェーズ1）
- ・対面目視といった規制をリモート遠隔でも可能とする（フェーズ2）
⇒テクノロジーの進化によってセンサードローンなどによって目的を遂行することを可能とする。⇒人手不足を補う。

・効率だけではなく時代に即わない規制・慣習などの見直しを実施。

⇒人口減少社会である日本で人手不足の解消・生産性向上・所得向上・企業利益の増大を目指すためにはこうした規制改革は避けては通れない。

⇒3年間を集中期間としてデジタル原則を徹底的に進める。

※新たに作られる法律や通達は最初からデジタル原則になる。

デジタル化によって真に国民生活を豊かにするためには住民との接点が多い地方自治体においてもこうした規制の見直しに取り組んでいただくことが重要。

⇒地方公共団体が自主的な取り組みを行う際に参考となるマニュアルや先進的な取組事例の情報提供を行っている。

⇒デジタル化を着実に実現するためのデジタル田園都市国家構想推進交付金という財政的支援を実施している。

○マイナンバーカード

- ・デジタル社会のパスポート
- ・デジタル社会で身を守る最高の身分証明書
⇒対面でもオンラインでも活用可能。

現在カードの交付枚数が約5500万枚超

- ・デジタルに不慣れな高齢者などをサポート⇒デジタルデバイド対策の推進
- ・マイナンバーカードの利用シーンの拡大も図っていく。

【講演・鼎談】住民自治と多様な議員で構成された活力ある議会

江藤 俊昭 大正大学社会共生学部 教授

寺沢 さゆり 長野県長野市議会 議長／全国市議会議長会 副会長

伊波 篤 沖縄県読谷村議会 議長／全国町村議会議長会 理事

【基調講演】江藤 俊昭 大正大学社会共生学部 教授

- ・本セッションの目的は、議会改革のもう一步を探る。

①第1ステージから第2ステージへ（形式改革から実質改革へ）

②第1ステージの根拠：国政と過去となる地方政治＝機関競争主義

- ・議会基本条例で見られる「公開と討議」の大切さの認識による議会の役割を明確化

▶二元制：機関としての議会と首長との政策競争、議会意思を示すための討議

▶直接民主制の導入：行政にも議会にも住民参加

⇒運営の改革に重点が置かれた。

③第2ステージの根拠：「住民自治の根幹」としての議会

・第1ステージの運営の視点から住民の福祉の実現の成果を求める方向へ

▶地域経営の重要な権限はすべて議会→「住民自治の根幹」だからだ

→多様性、公開と討議、世論形成

④第1ステージと第2ステージの豊富化のための視点と実践：多様化

▶第1ステージでの住民参加の豊富化：多様な住民参加（報告から広聴、外から/ともに内）

▶第2ステージでの多様性：議員の属性の多様化

【多様性の再確認：議員の属性とともに、参加する住民の属性】

①総合的な政策実現

（経済成長の時代にこそ「おんな子供の問題」が最先端の課題：環境・福祉）

②寄せ集めではなく、少数（と思われ、政治的に登場しにくい地域、層等）にもめくばり

③少数派の意見が多数派にも有用（たとえば、ハードなバリアフリーは高齢者にも育児にも、ソフトでは多様性が認められる社会の方が住みやすい）

【多様性のもう一步Ⅰ】

⇒デジタルの活用：女性、障がい者、若者、高齢者、など多様性を実現

①委員会におけるデジタルの活用

②その他の会議におけるデジタルの活用

③住民参加への活用

▶単体ではなく融合＝組織改革としての DX（デシディム：横浜市会自民党）

【多様性のもう一歩Ⅱ】

⇒議員報酬を考える：なり手不足解消の方途の1つ

*なり手不足解消

・なり手不足は高齢化・男性を固定化

・都道府県議会のなり手不足は別要因（小選挙区制（これは男性優位と結びつく））

① 市区議員のデータから「議員報酬が高いほど、平均年齢が低かった」こと、「あわせて、平均年齢が低い議会ほど女性比率が高い傾向もうかがえた」

⇒報酬額は、議会力・議員力のアップとの関係を主軸に議論するが、多様性とも結びつく。

② 全国町村議會議長会（江藤俊昭への委託研究事業）『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～』2022年

③ 第32次地制調答申は、議員のなり手不足の要因として低い議員報酬をあげている。「議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。」

【多様性実現の新たな環境：議長会やそれぞれの議会】

① 政治分野における男女共同参画推進法制定

② 最高裁判決の変更（懲罰に踏み込む）

③ 会議規則：欠席事由（出産だけではなく、育児・介護等の範囲の拡大）

④ オンライン会議の広がり

⑤ ハラスメント防止条例の広がり（第三者機関の設置は不可欠）

⑥ 女性議員を中心としたネットワークが広がり。超党派の地方議員仲間と活動してきた「出産議員ネットワーク」「子育て議員連盟」、選挙における旧姓利用と住所非公開を達成に尽力しているWOMANSHIFTなど（両者ともマニフェスト大賞第16回受賞）

▶議会内の相談窓口も必要だが、議員間ネットワークによる情報交換の場が必要。そこに専門家を交えた相談窓口を設置

【報告】寺沢 さゆり 長野県長野市議会 議長／全国市議會議長会 副会長

～長野市議会の取り組み状況～

39名定数のうち9名が女性議員である。

女性議員の出産

平成 12 年に議員の出産に伴い、会議規則を改正。

第 2 条第 2 項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

⇒ハラスメントの防止等に関する要綱を検討中

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき、長野市議会としてハラスメント全体について対応していくべきという考え方から、現在、要綱を検討中。全議員へ向けての研修は実施済みである

長野市議会のデジタル化

● 平成 28 年 2 月 採決システム導入

新庁舎建設による本会議場新設に併せて、採決システムを導入したことにより、本会議場で実施する採決は、原則としてシステムを用いている。システムにより実施した採決結果は、議場のモニター（議員用 2 台、議長・理事者用 1 台、傍聴用 2 台）に表示される。

● 平成 30 年 6 月 常任委員会インターネット中継を開始（録画）

前年度の決算特別委員会において撮影した動画を検証した上で、平成 30 年 3 月定例会の常任委員会の撮影動画を YouTube に公開する実証実験を実施。6 月定例会から本格的に常任委員会についてインターネットで録画を公開している

● 平成 31 年 1 月 議会活動にタブレット端末を導入

会議の活性化、議員の調査能力向上、情報伝達の迅速化等を目的として、議員 1 人に 1 台のタブレット端末を平成 30 年 10 月に配付（貸与）。同時に導入したペーパーレス会議システムを含む研修会を実施した上で 12 月定例会において試行。平成 31 年 1 月から本格実施している。令和 5 年 10 月に新しい端末等に更新予定。

※タブレット端末等導入効果（令和 3 年）

紙削減枚数・・・約 563,000 枚 / 年 CO₂ 削減量・・・約 3.2t / 年

費用削減額・・・約 300 万円 / 年

⇒その他、端末を使ってすぐに市民に資料の説明ができる、膨大な資料からすぐに必要な資料を見つけることができるなどの意見があった。

● 令和 4 年 5 月 市民と議会の意見交換会をオンラインで開催予定

市民と議会の意見交換会（5 月 21 日開催予定）について、オンライン併用での開催を

予定している。長野市議会は、平成 25 年から議会報告会を開催しており、平成 29 年からテーマを決めて市民から意見をいただく意見交換会として発展してきているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から令和 2 年、3 年と中止していた。今年度は、オンライン併用で開催を計画している。

● 委員会のオンライン開催を検討

現在、委員会のオンライン開催について、会議規則や委員会条例の改正、運用方法、議員のインターネット環境等について検討を重ねている。

※その他の取り組み

● 令和 3 年 7 月 長野市議会業務継続計画（BCP）を策定

令和元年東日本台風により、千曲川の堤防決壊等大きな被害を受け、議会として非常時においても機能を維持しなければならないことから、今後、大規模な災害が発生した場合においても役割を適正に果たし、また、市の災害対策本部が災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的に策定。また、新型コロナウイルス感染症についても災害と同様に対策連絡本部会議を設置して対応。

~全国市議会議長会の取り組み~

- ・統一地方選挙においては、投票率の低下傾向は止まらず。
- ・改選数に対する無投票当選者数は増加
- ・統一地方選挙における市議会議員選挙の女性の候補者及び当選人は増加傾向にあるものの、いずれも 2 割程度にとどまっている。
 - ⇒標準会議規則の改定（出産等の規定の追加）
 - ハラスメント防止の研修プログラムの策定
- ・統一地方選挙における市議会議員選挙の会社員の候補者及び当選人はいずれも 2 割を大きく下回っている。
 - ⇒議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望として兼業規定緩和等を要望

●市議会のデジタル化の取組状況

【A】全国 815 市中、全議員を対象としてタブレット端末を導入した市は 303 市（37.2%）[令和 2 年末現在]

※参考 10~20 万人未満 152 64 (42.1%)

【B】全国 815 市中、本会議場や委員会室にパソコン・タブレット端末の全議員持ち込

みが原則の市は3割程度〔令和2年中〕

【C】全国815市中、議会活動をオンラインで開催した市は137市（16.8%）

〔令和2年中〕

⇒全国市議会議長会では、オンライン議会（委員会）において参考条例として各市議会に提示を行っている。

【報告】伊波 篤 沖縄県読谷村議会 議長／全国町村議会議長会 理事

- ・読谷村議会として議会報告会を年1回開催（これまで13回）
- ・現在は村民の意見を反映できるようにしている。（とりまとめ村長への政策提言）
- ・議員報酬と定数の特別委員会を設置、
これまで委員会や本会議の日数が増加しているにもかかわらず、報酬は据え置かれた。
議会の活性化の視点から調査し見直しを実施。原価方式を採用し算定。

全国町村議会議長会の取り組み

●議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望

（令和3年11月）

- ①地方議会の位置づけ及び権限の明確化
- ②地方議会議員の職務等の明確化
- ③議会招集日の変更
- ④厚生年金への地方議会議員の加入
- ⑤兼業禁止の緩和
- ⑥休暇・休職・復職制度の整備
- ⑦低額な議員報酬の改善
- ⑧意見書の積極的活用
- ⑨議会のデジタル化への支援
- ⑩地方議会議員に係る選挙制度の改正

●町村議会・町村議会議員の実態（926町村：令和3年7月1日現在）

男性 9,520人 88.4% 平均年齢 65.1歳

女性 1,249人 11.6% 平均年齢 62.4歳

合計 10,769人 100% 平均年齢 64.8歳

・統一地方選挙における無投票当選の割合 23.3% 定員割れ8議会

●町村議会議員の議員報酬の実態 ⇒ 215,000円／月額

※市議会議員（5万人未満）333,000

市議会議員 422,000

町村長 718,000

●報告書「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」のポイント

<新たな提案>

- 活動量だけではなく、取組内容や成果についても住民に示す「活動内容を踏まえた原価方式」を提起
- 議会改革の進行度に応じた原価方式の2つの型（改革先行型・改革意欲型）を提起
- 議会改革による議会・議員活動の「豊富化」により議員報酬の水準は上昇 → 議会活性化事例集を作成
- 原価方式の汎用化を目指し算定モデル（令和4年モデル）を提示 → 議員報酬シミュレーションシステムを構築
- 期待する報酬額に見合う活動量を例示

●「報告書」と連動した「議会活性化事例集」の作成と全国展開

全国町村議會議長会では別途「議会活性化事例集」を作成し、これと「報告書」の連動によって、議員報酬の見直しに向けた議論を全国展開する。「議会活性化事例集」には、次の町村議会の議会改革の事例を掲載し、令和4年5月末に刊行予定。

- ・議会のあり方を見直し、議会力をアップさせた議会
- ・監視機能・政策立案機能を高め、議会力をアップさせた議会
- ・住民参画を進め、議会力をアップさせた議会
- ・議会の見える化を図り、議会力をアップさせた議会

【講演・鼎談まとめ】江藤 俊昭 大正大学社会共生学部 教授

- ①議会改革の到達点はできたと考える。
- ②議会の存在意義は、公開の討議以上に多様性が大切であること強調したい。
- ③議長会が果たしている役割も見直していくことも必要であろう。

【セッション】

各地からオンライン登壇も！オンライン議会の展開事例

千葉 茂明 月刊「ガバナンス」編集主幹／コーディネーター

清水 克士 滋賀県大津市議会 議会局長

「なぜオンラインが必要なのかー大津市議会の経験から」

岩崎 弘宜 茨城県取手市議会 事務局次長

「こんなこともできる！オンライン・取手市議会デモテックへの取り組みから」

(実践紹介) 中野 智基 愛知県知立市議会 議長

「議会オンラインへの対応と市民とつながる・深まる議会改革」

(実践紹介) 松尾 徳晴 福岡県春日市議会 議長

米丸 貴浩 福岡県春日市議会議員／広報広聴委員長

「市民とつながるー『議員と語ろう 議会報告会』オンライン」

【開催にあたり】

千葉 茂明 月刊「ガバナンス」編集主幹・コーディネーター

オンラインの実践を中心に報告、活用法を議論したい。2年前コロナにより3月議会に影響。一般質問の自粛、会期短縮、専決処分にゆだねる等が生じた。その後総務省より委員会のオンライン開催についての通知があり、一定数の議会がオンラインでの開催を行った。当初はコロナ対策から、出産や介護にも適用される事例が出てきている。まず、そのトップランナーでもある取手市、大津市の事例を確認したい。

◎清水 克士 滋賀県大津市議会 議会局長

「なぜオンラインが必要なのかー大津市議会の経験から」

●オンライン議会推進上の課題

■オンライン議会実現の必要性を感じていない議会が多いこと（2022年1月時点）

・オンライン委員会開催に必要となる例規整備済 135議会 (7.55%)

・オンライン委員会開催済 35議会 (1.95%)

⇒大津市議会の国への要望時に、全市議会の要請なのかが疑問視された。

■議会の権能維持に対する意識の問題

・専決処分に委ねることに対する意識

・議員としての職責遂行に対する意識

⇒育児・介護を理由としたオンライン委員会開催済 10議会

■地方自治法改正にあたっての課題

- ・国会に準拠しようとする正當性
 - ・オンライン開催要件をコロナ禍対応に限定する正當性
 - ・オンライン化を委員会に限定してしまう正當性
 - ・オンライン本会議実現を解釈論による正當性
- ⇒憲法の解釈論を地方自治法も同様にすると、訴訟リスクに対しては万全なものとは言えない。採決により利益・不利益を生じる市民もあることで訴訟リスクがあると考えている。

●大津市における「オンライン議会実現のロードマップ」

- ・府内クラスター発生による本庁舎閉鎖 2020年4月25日～5月6日
⇒本会議の会期中であったのなら、どのようなことになったのかという危機感
- ・オンライン本会議実現に係る法改正意見書
第一次意見書可決 2020年6月16日・・・①
- ・オンライン模擬本会議の実施 2021年1月29日
- ・大津市議会委員会条例改正 2021年5月19日
- ・初の公式オンライン委員会実施 2021年5月28日
- ・総務大臣要望 2021年6月30日・・・②
- ・第二次意見書可決 2021年12月22日・・・③
- ・第二次総務大臣要望 2022年4月20日

●オンライン本会議の法的課題

(1) 「出席」要件

- ・地方自治法

第113条 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

第116条 議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し・・・。

第105条 議長は、委員会に出席し、発言することができる。

- ・令和2年4月30日付總行行第117号行政課長通知

本会議への出席については、現に議場にいることと解されている。

(2) 会議公開の原則との整合性

- ・地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。

- ・最高裁判決（昭和50年4月15日）

「公開」とは傍聴と会議録の閲覧を認める趣旨

・「傍聴」とは、会議の状況を直接見聞すること（地方議会運営辞典（第2次改訂版）ぎょうせい）

●オンライン議会の実践

- ・大津市議会委員会条例改正 2021年5月19日
 - ⇒議会運営委員会をハイブリット型で実施
 - ⇒常任委員会を完全型で実施

●オンライン議会実現の展望

□大津市議会令和4年2月通常会議におけるコロナ禍

- ・本会議 議員6人が欠席、内2人が質問の機会を喪失
- ・委員会 議員3人がオンライン出席、
 - ⇒ハイブリッド型オンライン委員会で完結

□法改正実現までに考えられる本会議対策

- ・議案採決以外の日程であればオンライン本会議を導入
 - ⇒現況におけるオンラインでの議案採決は、住民訴訟事案になりかねないため
- ・議事日程が一般質問の場合、「本会議」から法100条12項に基づく「(仮称)一般質問協議会」に移行させてオンライン開催

□国会の動向

「憲法第56条第1項の『出席』の概念について」

衆議院憲法審査会決議（2022年3月3日）

- ・「物理的出席」を原則とするものの、緊急事態が発生した場合には例外的にオンライン出席が認められる。その根拠には「議院自律権」を援用

□地方におけるオンライン議会の実現は法改正を！

国会準拠による行政解釈変更が想定される

⇒「国会準拠論」には法的根拠がない

⇒行政解釈の変更は「技術的助言」に過ぎない

⇒司法判断における適法性を担保するものではない

⇒訴訟リスクを地方議会の現場に負わせる解釈論ではなく、

⇒法改正による立法論での対応が必要

【質疑応答】

・模擬本会議

若干の不安を感じる議員もある。議会事務局がサポートする形で不安を払拭している。

◎岩崎 弘宜 茨城県取手市議会 事務局次長

「こんなこともできる！オンライン・取手市議会デモテックへの取り組みから」

○デモテック

取手市議会では、未来に向かっての挑戦！デモテックのチャレンジを行っている。

Democracy（民主主義）×Technology（技術）=DemoTech（デモテック）

※ICTを活用して新しい民主主義の創造

～四者連携協定を締結～

①早稲田大学、②一般社団法人地域経営推進センター、③東京インタープレイ株式会社
「SideBooks」、④取手市議会・同事務局

○オンラインにAI字幕

⇒音声認識システムを活用し、オンラインの映像に字幕ができるようした（ZOOMのチャット機能と連動）アドバントメディア社との連携による。

⇒議員・説明員の発言が文字化されることで、遡っての内容確認が可能となった。

○「議会の中に住民がいる住民の中に議会がある」

・市民リライター

⇒AI機能を有した音声認識システムを活用し、議会義務局職員が調整し、即日議事録の公開を行っていた。インターネットを介し、市内在住の高校生等10名程度の方の協力を得て、自宅のPCから調整作業を行ってもらっている。

⇒休憩時間に議論を聴いて、あるいは文字を見ての感想を聞いている。主体的な体験に議会への理解度も向上している。

⇒集中的な作業であることから障害者雇用への可能性も秘めている

○360度カメラの活用

・委員会映像配信

⇒委員会開催中に、視聴者の操作で見たい場所を見ることができるようにした。

⇒見る人に臨場感を与えることで、関心の向上に繋がると期待

・現地調査

⇒現地調査にも有効に活用、新施設等の調査で、事務局職員が現地での撮影と説明、市議は自宅で見て質問等を行う。

○議事録視覚化システム導入 取手市 議事録視覚化システム（amivoice.com）

⇒議事録とこれまで質問などを視覚的にリンクを行う。

○例規の改正

妊娠・出産・疾病・介護・看護・育児等の事由でオンライン委員会出席を可能に

他市におけるオンライン会議規則内容を調査し、隨時改正。

- ・「議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。」
⇒「議員は、招集の当日開議定刻前に招集者が指定した議事の場(以下「議事の場」という。)に参集しなければならない。」
- ・「議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。」
⇒「議長は、一般選挙後最初の会議において、議員番号を定める。」

○デモテックを進めてきたここまで結論

議論は場所じゃない！⇒有事のためにオンライン委員会開催可能に備えましょう！

ICT活用をきっかけにして、今までの議会改革では切り拓けなかった場所・人にも可能性が！

【質疑応答】

・模擬本会議

議会事務局がサポートする。開票などへの対応などの課題も多くあることで、実施することで自治法改正後に備えることができると考え進めている。

・VRに対しての市民の反応

報道されることで市議会が頑張っているとの声が聞こえるようになったが、視聴者数はさほど伸びていない。

【実践紹介】中野 智基 愛知県知立市議会 議長

「議会オンラインへの対応と市民とつながる・深まる議会改革」

●議会改革のあゆみ(議会オンライン抜粋)

平成22年12月 議会改革特別委員会を設置

平成24年2月 第1回議会報告会開催(参加者300名)

平成25年3月 議会基本条例を策定

令和2年8月 議会のデジタル化に向けたタブレット導入決定

令和2年9月 委員会条例の改正「開催の特例（オンライン会議）の追加」

令和3年2月 議員へタブレット貸与。試行運用開始

同月 議会防災訓練と災害対策会議をオンライン開催

令和3年3月 定例会にてタブレット本格運用開始

令和3年5月 オンライン議会報告会開催

令和3年8月 オンライン委員会運営要綱を策定

● I C T導入編【市議会オンライン対応】

○市議会 I C T化①

- ・平成 23 年 4 月 議会改革検討項目に I C T化を明示
⇒インターネット LIVE 配信、会議録検索システム、タブレットの導入、電子機器使用許可、文書の電子化、メール配信、など…
- ・議会基本条例第 22 条第 2 項において(平成 25 年 2 月)
「議会は情報通信の技術の発達を踏まえて本会議の生中継、録画放送、インターネット等の多様な手段で公開すること等により、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。」
⇒しかし、議員が主体となる本格的なデジタル化・ I C T化には時間を要した。
- ・デバイド・リテラシーへの不安
そのため約 10 年の間は、議会事務局が主体となる動画配信、会議録検索システム導入、電子表決システム、ホームページの環境整備、などが進むのみ。

○市議会 I C T化②

- ① 平成 28 年 10 月 市議会だより編集委員会における調査目的のための電子機器の使用許可（申合せ）
- ② 令和 2 年 2 月 「知立市議会におけるタブレット端末及びスマートフォンの使用に係る運用基準」を制定し、協議調整の場においてタブレット等電子機器（私物）の使用を許可
- ③ 令和 2 年 5 月 コロナ禍において「対面・接触」のリスクを回避しながらも、「活動を止めない」「議論を止めない」「公開を止めない」議会構築ために I C T化・オンライン化の必要性が再認識される。

○市議会 I C T化③

- ④ 令和 2 年 7 月 危機管理の一環として、オンライン会議システムを体験
⇒会派室のパソコンを使用して、会派代表が事務局と Zoom 会議を実施
⇒後日、全員協議会で Zoom 会議を体験
- ⑤ 令和 2 年 8 月 第 121 回議会改革特別委員会で、タブレットの導入が決定（コロナ臨交金活用）

○市議会 I C T化④

参考：知立市議会のデジタル環境

- ・タブレット端末：iPadPro12.9 インチ※
- ・ペーパーレス会議システム：SIDEBOOKS
- ・グループウェア：サイボウズ Office
- ・Wi-Fi 環境：SSID ステルス機能
- 通信費：1/2 公費、1/2 政務活動費 ※市議会備品購入を議員に貸与
- ・Apple ペンシル、カバーも貸与
- ・キーボード等は個人で準備

○オンライン導入編【議会オンライン対応】

- ① 令和2年9月 委員会条例の改正「開催の特例（オンライン会議）の追加」。議会BCPを補完する「知立市議会新型コロナウィルス感染症対応指針」を策定し、委員会オンライン開催のフローを明示。
- ② 令和3年2月 「知立市議会情報通信機器運用基準」を策定。
情報通信端末タブレットを議員へ貸与、ペーパーレス会議システム、グループウェアの導入。
- ③ 同月 議会防災訓練と災害対策会議をオンライン開催
- ④ 令和3年3月 3月定例会より公式の会議で電子通信機器の運用を開始。議員、理事者共にペーパーレス会議が可能になる。1年間は試行期間として、紙資料も配布することとなった。

議会オンライン導入①

- ⑤ 令和3年12月 オンライン本会議の実現必要となる地方自治法改正を求める意見書を関係機関へ提出
- ⑥ 令和4年2月 オンライン委員会リハーサルの実施

議会オンライン導入②【オンライン活用編】

※市民とつながる・深まる議会改革

- ① 令和3年2月 議会防災訓練と災害対策会議をオンライン開催
- ② 令和3年5月 第35回議会報告会をオンラインで開催
- ③ 令和3年8月 オンライン委員会運営要綱を策定
- ④ 令和3年11月 第37回議会報告会をハイブリッド開催（対面とオンラインの同時開催。以降も同時開催実施。）
- ⑤ 令和4年2月 第38回議会報告会をハイブリッド開催
- ⑥ 令和4年5月 第39回議会報告会をハイブリット開催

※その他、協議調整の場、委員会視察、視察受け入れ、議員研修、会派会議等にてオンラインを活用

○市議会オンライン活用①

- ・これらの経験を通じて、全議員がオンラインの利便性と可能性を実感。
- ・今後は議会運営以外に、研修や議会報告会等の広報公聴の手段としてICTを更に有効活用していく、という方向性を再確認。
- ・現在は、オンラインでの視察や視察受け入れ、研修の依頼も行っており、時間や場所に捉われず議会活動が活発になる。
- ・有事の際でも「活動を止めない」「議論を止めない」「公開を止めない」ために有効な手

段。

- ・オンラインの更なる活用、向上のために議会DX推進プロジェクトチームを発足した。

○市議会オンライン活用②

参考：議会DX推進プロジェクトチーム

■知立市議会DX推進PTの発足

- ・DX推進のPTだが、精通した議員と、そうでない議員のハイブリッド構成
- ・精通した議員だけだと、偏りがちになる。そうでない議員の声も聴きながら、何がわからないのか、どこが不便・不安なのか把握しながら、チーム議会でDXを推進していく。
- ・システムの導入(契約行為)やハード面の整備は事務局主導
⇒システム運用やアプリについても事務局主導になりがち
- ・イノベーションをもたらしたい議員と管理したい事務局の間に齟齬
- ・運用や利便性の向上について、議員主導で検討する必要

○議会のICT化・オンライン対応は、単なるペーパーレスに留まらず、タブレットやクラウドなどの活用により、情報収集・処理・伝達・共有、広報公聴などの能力向上につながり、議会活動活性化の可能性は議会内にて概ね認識していた。

○知立市議会では約10年前からICT化の議論をしてきたが、デジタルデバイド・リテラシー問題により、なかなか進まなかった。

○コロナ禍により、専決処分連発など行政権強化の恐れ。市民の意見が届かない、届きづらい状況・危機感を議会内にて意識共有。コロナ禍が転機となり、危機管理としてのICT化、オンライン対応の有用性が認知され、導入が一気に進んだ。

□市民とつながる・深まる議会改革

【議会ICT化とオンライン対応の結果】

- ①紙資料が減少し、紙代・印刷代・管理労務費が削減された。
- ②業務の迅速性の向上と、調査労力や時間が節約された。
- ③データ携行により、市民への説明の際にも有効に活用できた。
- ④オンラインで会議を開くことができるため、時間・場所を問わなくなった。
- ⑤コロナ禍においてもオンラインを活用することにより、「活動を止めない」「議論を止めない」「公開を止めない」議会構築が可能となった。

⇒今後は、市議会モニター制度等を活用し、更なる改善と調整を実施議会オンラインへの対応と市民とつながる・深まる議会改革

【実践紹介】 松尾 徳晴 福岡県春日市議会 議長
米丸 貴浩 福岡県春日市議会議員／広報広聴委員長
「市民とつながるー『議員と語ろう 議会報告会』オンライン」

春日井市議会では、Zoom を活用したフルオンライン形式で「議会報告会」を開催した。

1. 日程・会場・形式

- 昨年 10 月 30 日（土）午前 10 時～11 時 30 分
- 会場は議会棟（全協室）にキーステーションを設置
Zoom を活用したオンライン議会報告会を開催
- 開催形式：参加者はオンラインのみ

2. 構成・時間配分

- 委員会報告と意見交換の 2 部構成、

3. 委員会報告の内容

- 委員会報告は、所管事務調査に関する報告

4. 意見交換の手法

- ブレイクアウトルームを活用
- ファシリテーターは、広報広聴委員が対応
- 今回の参加定員は 30 名に設定
⇒ ファシリテーターは独自で研修を行ったが、スキル不足であった。委員会の議事運営と同様で議事整理と取りまとめの役割は似ていると感じた。どのように結論を導くか。

5. 広報

- 議会だより、市報による掲載記事
- 議会 HP や議員による SNS での発信
- 開催ポスター、チラシを公共施設などに掲示配布
- 県立春日高校への告知を実施
⇒ 若い世代の参加が増えた。学生の視点もあり自らの気づかなかった点も多くあった。

6. その他

- 集まった意見は、担当する常任委員が記録し委員会にて情報を共有
- 全議員参加による、報告会予行演習を実施

7. 報告会の検証

- ファシリテーターのスキル（技能）向上が課題
- 開催スタイルや開催回数の検討
- 更なる参加年齢層の拡充

【講演・セッション】多様な議員の一般質問を議会の政策形成へ

土山希美枝 法政大学法学部 教授

実践紹介 西原 浩 北海道別海町議会 議長

「一般質問検討会議から議会の政策形成へ」

実践紹介 青野 敏 北海道鷹栖町議會議員 片山 兵衛 北海道鷹栖町議會議員

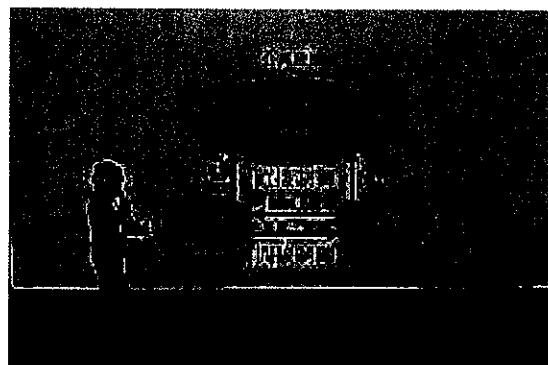
「一般質問でまいたタネを市民と共有し議会の政策形成へつなげる」

【基調講演】多様な議員の一般質問を議会の政策形成へ

土山希美枝 法政大学法学部 教授

□この社会での自治体の役割を考える

- ・自治体はなんのための存在?
→市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉
を整備するための機構
- ・自治体の〈政策・制度〉とは?
- ・個別事業とその集合、事業の実行プログラムである計画、それを実行する組織、条例・例規・要綱などのルール(準則)など
- ・信託は理念や空想ではなく、〈政策・制度〉の実体で、これが「自治体の成果物」
- ・「よい自治体」とは? → 〈政策・制度〉を「よく」整備する自治体
- ・「よく」とは? ①「必要不可欠」に対応する②個々の〈政策・制度〉効果が高い
- ・議会・長は〈政策・制度〉を「よく整備する」ため、異なる権限を与えられた機構



□自治体の機構として議会が持つ役割を考える

- ・なぜ、実態は違うのか?
- ①議会は「政策主体」か「追認機構」か
②市民と議会のあいだにあるもの

□「政策議会」としての自治体議会へ

個別事業をはじめとするさまざまな〈政策・制度〉に責任ある政策主体

- ・自治体の〈政策・制度〉の制御に責任ある政策主体としてかかわる「政策議会」に
- ・〈政策・制度〉の直接制御→争点提起と意志形成
- ・社会にある多様な意見を公開のヒロバで議論し、集約→決定する
- ・〈政策・制度〉の間接制御 → 長・行政に対する監査機能と政策提案機能
- ・個別の事業、事業の集合としての施策・政策、そのルールとしての条例・規則・要綱等、

事業等への資源配分計画としての計画、それらを支える行政組織運営のあり方にたいし監査・提案することを通じて、市民にとってより「よい」〈政策・制度〉の実現を目指す。

□議会の「成果」とは何か

自治体〈政策・制度〉にたいして行なった作用すべて

- 自治体〈政策・制度〉にたいする議会による直接・間接の「制御」
- 議会という「ヒロバ」でおこなわれる「制御」の作用すべて
- 「議員の成果は議会の成果」、「成果」が正の成果か負かは市民それぞれの判断
- 議会が市民に理解され、市民の「信頼を得る」「信託／負託に応える」ということはどういうことか
- 「わがまちの〈政策・制度〉を、ヒロバでの議論と決断によって「よい」状態にすること」
- 「わがまちの〈政策・制度〉は、議会がいるから（行政だけより）よい状態である」という市民からの評価をえること
- 「信頼」を得るには、「成果」という実績とその周知のつみかさねしかない
「政策議会」の政策形成の起点は、わがまちの課題＝〈争点〉
その「成果」を出すためにはなにが必要か？
- ヒロバでの議論によって意思形成する→その結果、自治体〈政策・制度〉の何かが変化する
- その「しくみ」を考えてみる

□政策資源としての一般質問

一般質問は、議会で議員どうしの、市民と議会の共有資源になりうる

一般質問だけではないけれど、一般質問それ自体に価値がある

□なぜ一般質問から？

- 政策資源は多様でいい。ただ…
- 政策の発想は個人の気づきから。議員それぞれの気づきを〈争点〉として提起する、ほとんどの議会すでに用意されている機会
- 議員が政治家として、議会の一部として、活動の成果としてとりこんでいる
- いい一般質問でも「議員ひとりが言ってること」で終わってしまう
- 議会が市民と共有できるものは、争点と（それにとりくむ）議員
- 一般質問の政策資源としての可能性
- 一般質問→委員会、委員会→一般質問という双方面
- 市民→議会、議会→市民という双方面

□政策議会の資源としての一般質問

- ・事例の紹介：議会の政策資源としての一般質問

一般質問を委員会の所管事務調査にする（北海道芽室町、岐阜県可児市議会等）

一般質問を議員どうしの議論によって磨く一般質問検討会議（北海道別海町）

- ・事例の紹介：議会と市民との共有資源としての一般質問

一般質問を市民とつなぐ（北海道美深町、鷹栖町）

【実践紹介】 「一般質問検討会議から議会の政策形成へ」

西原 浩 北海道別海町議会 議長

○別海町議会の改革のとりくみ

- ・平成 28 年 5 月「第 1 期別海町議会活性化計画」策定

議会運営の基本：「町民参加」と「情報共有」

基本理念：「わかりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」

「議会モニター制度」「意見交換会制度」など

- ・モニターから「一般質問の登壇議員数の不足」が指摘される

- ・令和元年 6 月「第 2 期議会活性化計画」を策定

重点計画：「議会基本条例の制定」と「委員会の調査力及び政策力の向上」の 2 つを重点
計画に

基本方針：「わかりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」「結果を出す議会」

- ・議会サポーター制度を導入

龍谷大学教授（当時） 土山希美枝氏・議会技術研究会共同代表 西科純氏

○一般質問検討会議の展開

- ・研修をきっかけに、「一般質問検討会議」へ

議員個々の政策反映の狙いを全議員が参加した会議で共有し、質問内容について相
互に助言を重ねていくという議員間討議に

- ・定例会前半：一般質問

→休会中：常任委員会調査で委員会討議

一般質問を振り返り、追跡調査が必要か、委員間討議

- ・質問議員にとっては、自らの一般質問の後に委員会調査が加わることにより、施策の内容、
課題がより詳細に把握できるため、次の一般質問につなげることもできる

○一般質問検討会議

- ・現在の一般質問検討会議の手順

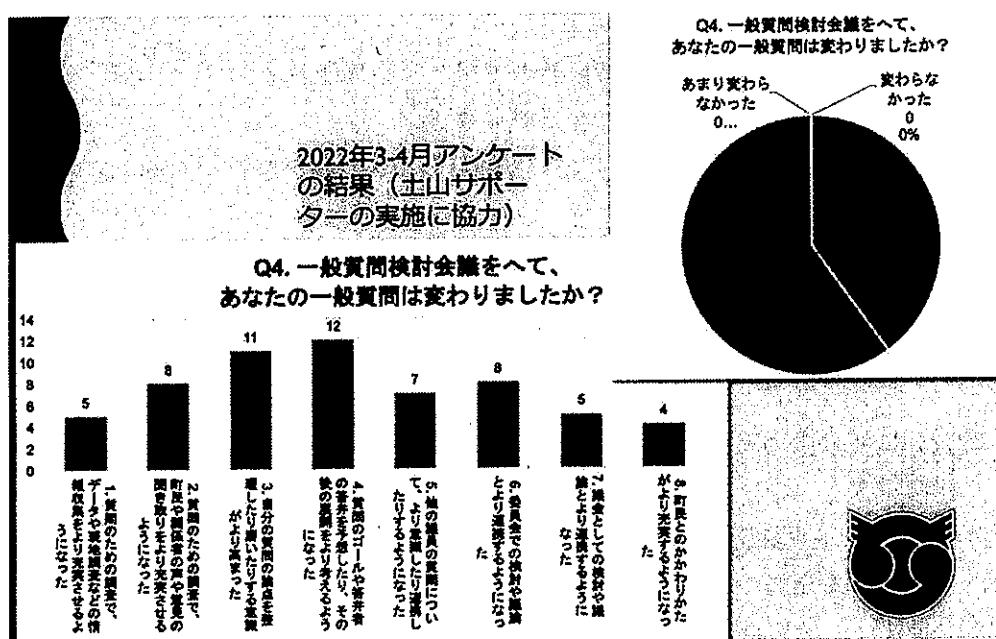
・質問者本人からのプレゼンテーション

- ・質問者以外からのアドバイス(ホワイトボードに、①良い点②改善点を2色の付箋に記載し貼り付ける)
- ・アドバイスと意見交換
- ・議会サポーターからの助言
- ・一般質問検討会議にかかる活動量

スケジュール	活動内容	
一般質問の作成	各自質問の作成	30日
(一般質問通告 仮締切)	検討会議前に仮提出	1日
一般質問検討会議	全員で各質問の長所・改善点の討議、意見交換を実施。	2日
(一般質問通告 締切)	検討会議を受け、各自内容を再検討し提出	1日
議会運営委員会	質問内容の確認・精査を実施	
本会議（一般質問の実施）		

※別海町議会では答弁調整は行われていないとのこと

- ・一般質問検討会議の効果



□一般質問検討会議から、新たな展開も

- ・「委員会の総意による一般質問」
- ・「一般質問通告内容の新聞折込み」
- ・登壇者の増加、傍聴者の増加
- ・別海町独自の一般質問施策を入れ、令和三年別海町議会独自の「別海町議会基本条例」を策定！

○これからにむけて

- ・一般質問の研修を現在でも続け、一般質問を別海町議会の強みに成熟させるべく努力を重ねています。
- ・また、同じく議会サポーターである西科純氏の助言である議会運営・議員活動の「実践」と議会基本条例の「理論」を今後も往来させることで、議会運営・議員活動の質の向上に取り組んでいきます

【実践紹介】「一般質問でまいたタネを市民と共有し議会の政策形成へつなげる」

青野 敏 北海道鷹栖町議会議員・片山 兵衛 北海道鷹栖町議会議員

○以前からの取り組み

- ・議場コンサート（2007～2015）
- ・議会報告会開始（2008年～）
2011年からは「地域を語ろう会」として年1回程度開催
- ・議会報を活用し「一般質問その後を追跡」を掲載（年1回発行）2004年10月～
※当時の一般質問は2～4名

□2016年7月 議員政策力フォーラム（美深町）

「一般質問を議会の資源に」講師：土山希美枝先生

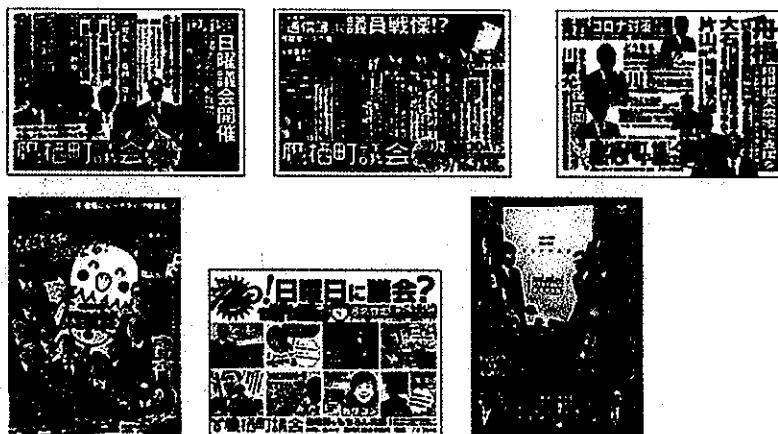
- ・一般質問を「議員ひとりのもの」にしないシクミが重要。
- ・一般質問を議会の政策資源にできないか。

失敗した一般質問の内容を検討するワークショップと講義の2本立て

鷹栖町議会からは2名参加

□2019年 広報広聴委員会の改編

- ・2015年に常任委員会化していた広報広聴常任委員会を改編、全員が委員になり、議会報以外も議員が制作する体制に変更。それぞれの議会で何に注目してもらいたいかを考えチラシの作成 ※チラシ自体は2008年から発行（事務局が作成）



□一般質問に注目してもらうために発行したチラシ

- ・町内に新聞折り込みで配布
- ・定例会開催に合わせて配布
- ・新聞などでも紹介

【効果】

前回の休日議会傍聴者数

14名→35名に



□傍聴者資料で評価してもらう（通信簿）

傍聴者用資料

質問内容の要約

要約の作成は質問者が担当
通告書と一緒に提出

 青野 敏 AOHO SATOHE <small>090-35-82-24-04 14:00-15:30 07-4717 / 090-3117-1720 722 会社概要</small> <small>(過去1年の実績) ①年間の収支額と月平均は約(53.12) ②財政状況、自己資本の比率は(93.9) ③空き地の活用、販売やリース(93.3) ④事業運営計画の取り組みについて(93.3) ⑤行政改革の取り組みは(92.12)</small>	<p>[今回の質問] (C)</p> <p>課題の将来像と達成策は (実績)</p> <p>課題実現者の確実化や後継者不足、課題所得の減少と共に、この課題を現実大きく解決される中、本町議員の将来像と実現策について</p> <p>1. 先日、人・地域プランの策定は 1. 議会・議会利用のマスター・プラン「人・都市プラン」を公表され定め事が法化されたが、本町の計画プランは。 2. 現状を踏まえて議会議場の整備を行うと共に、議会の効率的・総合的な利用・活用等、10年後の目標すべき真実・全体の目標の実現度合いの実定度合いは。</p> <p>2. 先日、農業ビジョンの取り組みは 1. 平成28年度に実現された農業ビジョンしらべが好んで実現しているが、農業ビジョンの農業実現度(長野)農業・地域振興・農業の活性化(47%)の実現度 2. おもな子供は、農業の活性化(47%)生産量(47%)農業生産の活性度(47%) また、土地ソーニング、作物ソーニングの進捗状況は。 2. 作付率に公表された「水田活用の選択肢と交付金の交付条件の実現度の実現度方針による、農業政策及び農業ビジョンへの影響は。</p>	<p>《通信簿》 氏名 青野 敏</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>●テーマの設定</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>●聞き取りやすさ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>●説得力</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>●共感度</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table> <p>(ひとこと) ご意見や感想を記入して下さい。</p>	●テーマの設定	1	2	3	4	5	●聞き取りやすさ	1	2	3	4	5	●説得力	1	2	3	4	5	●共感度	1	2	3	4	5
●テーマの設定	1	2	3	4	5																					
●聞き取りやすさ	1	2	3	4	5																					
●説得力	1	2	3	4	5																					
●共感度	1	2	3	4	5																					

プロフィール

質問者の写真、簡単なプロフィール
過去1年間の質問タイトルを記載

通信簿

5つの項目について5段階で評価

通信簿は切り取って
回収箱に投函してもらいます

データの設定
興味の持てる、町民にとって必要と思える
テーマだったか。

聞き取りやすさ
声の大きさ、発音など、わかりやすい話し方
だったか。

説得力
調査・分析を行い、話の要点・理由付けが明確であったか。

達成力
質問などで議論を深め、町長・教育長の考え方を引き出せたか。

共感度
これまでの4つの項目を踏まえ、質問に共感
できたか。

⇒通信簿の採点結果は平均点をレーダーチャートにして議会報に掲載

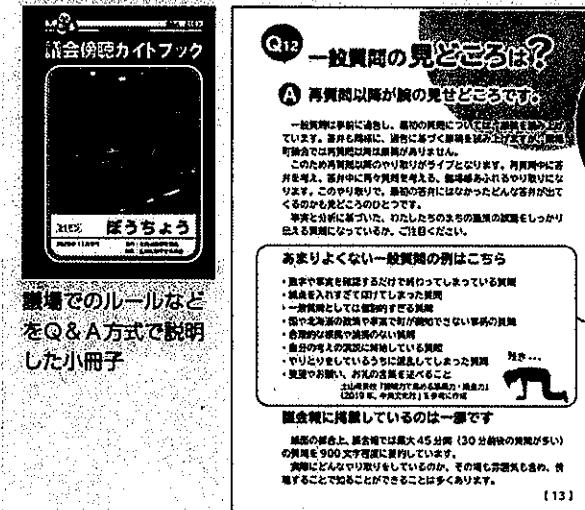
【効果】

- ・さらなる市民からの関心が高まった
- ・「町民とのつながり」「質問の質向上」に効果
- ・議員全員で結果を共有することで一般質問について話すきっかけとなる

- ⇒よりよい質問をするためアドバイスし合う機会も増加
 ・一般質問者数の推移 「通信簿」開始後、増加傾向に

□傍聴ガイドブックの作成

傍聴ガイドブックでは「一般質問の見どころ」も説明



通信簿で
採点する際の
参考に

よくない一般質問の例を
土山先生の著書を参考に
記載しています

□委員会から一般質問へ

①「地域を語ろう会」で出た意見



議会活性化委員会（語ろう会を主催）で地域活動の活性化について議論



活性化委員長が一般質問（2018年12月定例会）

②総務文教常任委員会で郷土資料館の在り方を議論



総務文教常任委員長が一般質問（2020年12月定例会）

□一般質問から委員会へ

ごみ問題に関する一般質問の通信簿が高評価（2021年12月定例会）



総務文教常任委員会でごみ問題を1年間のテーマとして調査研究することに

～プログラム～（2日目・5月13日）

【講演】

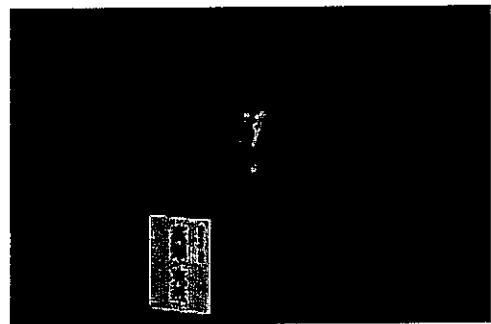
コロナ2年の経験をどう活かしていくか!? 廣瀬 克哉 法政大学 総長

◎「本物の危機」を実体験した2年間から学ぶべきものを学び取れたか?

- ・このウイルスはもう大丈夫だとしても危機対応という課題がなくなったわけではない
- ・2年もの期間があったのに危機管理策が、前進していないとすれば、もうその組織は将来においても危機管理ができるはずはない
- ・本当に集まれなくなったとしても議会が機能できるための準備はできているか?

◎「いまここにある危機」を活かせ

- ・こんなことが現に起こり得るのだという事実
- ・対応のための時間的な余裕
⇒この両者が揃う条件はまれ
- ・その一方で落とし穴も
⇒正常性バイアスや戦術的楽観による戦略的無策
 - ・オンライン議会の具体化の検討はもう不要
 - ・いち早く「平常復帰」を、という感覚で旧に復すことしか考えない
- ⇒いま与えられた時間をちゃんと活用しておくことが大事



◎今なら時間をかけていられる

- ・法制度上の対応には時間が必要
- ・危機が発生してから取り組んでも間に合わない、その時点での現行法に則ってやるしかない
- ・いま分かっている法制度上の課題には今のうちに取り組んでおくしかない
⇒例えば「出席」の概念の明確化
 - ・物理的にそこにいることだけを意味しているのか、

◎オンラインでも出席といえるのか

⇒どんな条件が満たされば「出席」といえるのか

◎法制度上の対応で確認できていること

- ・オンライン「出席」を認めている法律が現にある
- 例：一般法人法 理事会、評議員会のオンライン出席

◎衆議院憲法審査会の議論のとりまとめ

- ・議院自律権の範囲で、オンライン出席を実現することが法的にも可能
- ・地方議会についていえば、議会の自律権＝条例や会議規則で定めることができる

憲法第56条第1項の「出席」の概念について

※衆議院憲法審査会（2022年3月3日会議資料より）

国会は、国の唯一の立法機関であるとともに全国民を代表する国権の最高機関であり、いがなる事態においても、その機能を果たすことが求められている。

憲法審査会においては、「新型コロナ感染症がまん延し、国会議員が議場に集まれなくなる、開会も議決もできない」という、いわゆる緊急事態等が発生した場合の国会機能の維持の一環として、憲法第56条第1項の「出席」の概念について議論を行った。

まず、令和4年2月10日の討議においてテーマが抽出され、同月17日には衆議院法制局から論点説明を受けた上で集中討議を実施し、同月24日に学識専門家2人に対する参考人質疑を行った上で、3月3日には総括的な討議を実施するなど丁寧な議論を行ったところである。

この一連の討議において、委員から様々な意見が述べられたが、その意見の大勢は次のようなものであった。

- 1 憲法第56条第1項の「出席」は、原則的には物理的な出席と解すべきではあるが、国の唯一の立法機関であり、かつ、全国民を代表する国権の最高機関としての機能を維持するため、いわゆる緊急事態が発生した場合等においてどうしても本会議の開催が必要と認められるときは、その機能に着目して、例外的にいわゆる「オンラインによる出席」も含まれると解釈することができる。
- 2 その根拠については、憲法によって各議院に付与されている議院自律権を援用することができる。

以上、本審査会における憲法第56条第1項の「出席」の概念に関する議論の大勢について報告する。

◎社会のさまざまな経験上で確認できていること

- ・オンラインは効果的なコミュニケーションの手段になり得る
⇒しかし、使いこなしには一定の経験知が必要
⇒予行演習を重ねておくことが重要
- ・今なら、脇に指南役を置いて練習が出来る
- ・物理的に「集えない危機」が現に起こってしまってからでは、指南役を付けられない
- ・オンラインには「対面ではできないこと」を可能にする力がある

◎近くにいた人とは遠くなつたが 遠くの人とは近くなつた

⇒世の中のほとんどの人にオンラインが普及

- ・同じ機種のオンライン会議システムを相互接続するのが標準的だったコロナ前
⇒2020年2月に名桜大学（沖縄県名護市）と法政大学をオンラインで結んでシンポジウムを実施

- ・誰でもZoom使いの現在

⇒事実上の「オンライン視察」がもはや日常

- ・組織的に制度上の視察にするかどうか、が課題

⇒遠くの誰とでも気軽につながれるという条件をどのように活かすかが問われている

◎「遠くの人」は地理的な「遠く」だけではない

- ・従来の議会活動とは距離があったさまざまな人が居る

・地元に関心が薄い「夜間住民」

・地元の議員と何らかの接点があるわけではない多くの「普通の住民」

・平日の昼間は忙しい普通の生活者

- ・こういう人たちにアプローチできるチャンス

- ・コロナ禍で「フルタイム住民」になった

→居住地の自治体の仕事に支えられている実感

→居住地の自治体の仕事に不満がある人も多数発生

◎コロナ禍でつながれなくなった

- ・コロナ禍でつながりが途絶えた側面

→さまざまな会合、会食等がなくなった

⇒地域活動団体の休眠、代替わりの途絶も

- ・コロナ禍でつながりができる側面

例：学生たちのオンライン・ボランティアが多数生まれた（高齢者のワクチン接種予

約代行など）

例：オンライン議会報告会だから新たに参加するようになった人

◎「復旧」すれば良い？

- ・コロナ前までは満点だったのか？

- ・この2年間に獲得できたことには その議会が日頃から何を大事にしているかが反映されている

◎改革機会としてのいま

- ・コロナ前にできなかつたことを実現する改革

- ⇒新しい層の住民とのつながり
- ・新しいコミュニケーション手段、情報共有手段の活用
- ・集えなくても議会が機能できる準備
- ・コロナ前にはできていたことを取り戻す改革
- ・住民との対話、意見交換の
- ・地縁型組織の機能低下をどう補うか
- ・議員が地域住民のオンライン指南役に

◎集って意見交換することが難しかったのは議会だけではない

- ⇒地域社会における横のつながりの危機
- ・人が参集できないことの影響は地域社会のさまざまな組織に影を落としている
- ・定例的な会議、会合が、つながりと活動の継続を確保
- ・1年限定ならば乗り越えられるとしても、数年継続すると担い手のバトンタッチや次の世代の育成に致命的
- ・制度上の必置義務がない組織にとって存続の危機
- ・集うのが難しい条件下で地域の「討論の広場」を持続させることについて、自治体議会はモデルとなり、支援者となり得る存在

【講演・セッション】

林 紀行 日本大学法学部 教授／コーディネーター

実践紹介 永野 裕子 東京都豊島区議会議員／出産議員ネットワーク発起人・代表
「出産・子育てと議員活動の両立両立支援のための体制整備」

実践紹介 宮城県柴田町議会 議長 高橋たい子 副議長 平間奈緒美
「正副女性議長が取り組む柴田町議会の男女共同参画の推進」

【基調講演】地方議会における男女共同参画の推進と実践】

日本大学法学部公共政策学科 教授 林 紀行

1 女性議員を増やす必要があるのか？

- (1) 法の下の平等：男女平等→議員の多様性の確保
- (2) 議員のなり手不足→議員数（候補者数）の確保

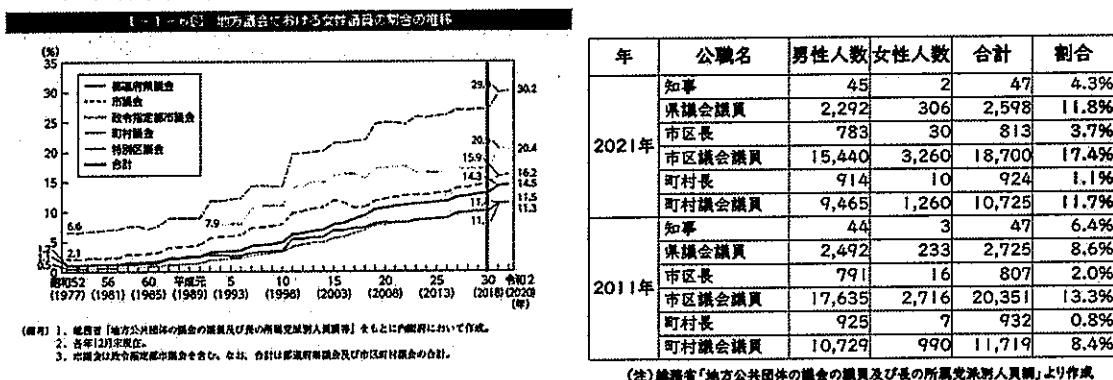
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律参考 議院内閣委員会附帯決議

(2018年5月23日公布・施行)

4 本法第8条（人材の育成等）の規定に基づき、内閣府は、各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料

の提供を行うこと。また、総務省は、内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種研修や講演等の場において各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組の紹介を行うこと。（出典）男女共同参画局「男女共同参画白書 令和3年版」

□女性議員の現状



2 地方議会は何をしなければならないのか？

- (1) イベントの開催：女性模擬議会、議会傍聴ツアー、パネル展、セミナー・講座
- (2) 広報・啓発：リーフレット、HP・情報誌の活用
- (3) ハラスメント対策：規定の整備、研修の実施
- (4) 男女に開かれた議会への環境整備
：欠席規定の整備、妊娠・子育て中の議員への配慮、施設の整備、旧姓使用、議会モニターに係わる取り組み、傍聴者への配慮
- (5) 議会における男女共同参画の推進に関する検討・理解の促進
：女性議員中心の検討・提案等、男女共同参画・女性活躍に関する研修

□代表制観の変遷

古典的代表制

代表の資質は、一般意思（仮定の民意）を発見できる能力をもっていること。

→制限選挙（財産、性別、年齢が要件）

- ・全国民の代表
- ・命令委任の禁止

現代的代表制

代表の資質は、有権者の意思（実測の民意）を反映し、統合できる能力があること。有権者と同質であること

→制限選挙の要件を緩和（×財産・性別、年齢：18歳）

- ・選挙区の代表？
- ・命令委任？

3 2019年統一地方選挙の結果

【投票率】

- ・都道府県議会議員選挙：44.0%
- ・指定都市議会議員選挙： 43.3%
- ・市区議会議員選挙：45.1%
- ・町村議会議員選挙：59.7%

【無投票当選者割合】

- ・都道府県議会議員選挙：26.9% 指定都市議会議員選挙：3.4%

- ・市議会議員選挙： 2.7% 町村議会議員選挙：23.3%

※都道府県議会議員選挙で無投票となった選挙区：37.2%

立候補者数が定数割れとなった団体 8 団体（合計 9 人）

4 議会改革度調査（2020 年）

①得点上位議会、②女性議員割合上位議会、③上位 500 議会の女性議員割合、④得点別女性議員割合 から見る限り、女性議員比率と議会改革度は運動はしていないが、さらなる研究調査が必要。

5 議会の多様性と成果

- ・女性議員の割合が増えると、予算配分上の優先順位が変わった（インドの村議会やフランス議会を対象とした研究）。
- ・女性議員を輩出した選挙区では、年平均成長率が高かった（インド州議会を対象とした研究）
- ・クオータ制の導入は、女性議員の平均的な実力に影響を及ぼさなかった。また、平均的な実力の高い男性議員の誕生を促した。（スウェーデンの市議会を対象とした研究）

【実践紹介】永野 裕子 東京都豊島区議会議員／出産議員ネットワーク発起人・代表
「出産・子育てと議員活動の両立・両立支援のための体制整備」地方議会における男女共同参画の推進と実践

◎2021 年マニフェスト大賞グランプリ受賞

■出産議員ネットワーク・子育て議員連盟（東京都豊島区）

女性議員は、あまりにも少ない。女性の政治進出を推進するには、さまざまな手法が考えられる。社会意識・規範の変更とともに、制度的変更も必要である。出産議員ネットワーク・子育て議員連盟は、出産や育児を経験した議員によって構成されている。出産・育児等家庭生活と議員活動の両立のための体制整備のための要望活動を行い、実現に向けて大きな成果をあげた。また、全国調査の結果を踏まえて、問題点を整理し

ている。これらの活動は、「第5次男女共同参画基本計画」への反映、全国三議長会の標準議会会議規則の改正、「政治分野における男女共同参画推進法」の改正法につながっている。さらなる展開が期待される。

- 2018/11/15 第36回市川房枝女性の政治参画基金助成対象に選ばれる

■出産議員ネットワーク 設立からの経緯

- ・発端は、豊島区議会議員永野ひろ子による全国議会調査
　　「調査対象」47都道府県、814市区、都内13町村 合計 874議会 回答率100%。
 - ・戦後の議員在任中の出産事例約160件、
 - ・該当者が約120～140名と判明（地方議会で当選した女性、延べ約2万1千人中）
　　内、個人特定は約70名。
- ・2017年12月22日 第1回懇話会～連絡先が特定できた方へ呼びかけ、懇話会開催
 - ・ネットワーク化を確認。
 - ・Facebookに非公開のグループスレッドを開設し、情報交換を始める。
- ・2018年1月30日
　　国会各政党・議連へのロビー活動実施 9政党を訪問し、「政治分野における男女共同参画推進法案」の成立と、その議論に「議員が任期中に出産する場合等の課題について実態を把握し、必要な支援策を講じること」等を含めた要望書を提出。
　　→2018/5/23 法施行 附帯決議に反映
- ・「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」定例総会に、地方議会の意見を述べるためにオブザーバー参加。→2021/6/16 改正法に反映
- ・2018年2月10日 出産議員等からの相談窓口開設
 - ・妊娠中や子育て中の議員、議会事務局等からの相談を受ける体制を設ける。
 - ・地域別に出産議員の世話を置き、必要に応じて医師・弁護士・学識経験者等へつなぐ体制を整備。

⇒議会で初めて、ただ一人でどこにも相談先がなかった議員からの出産・子育て等に関する相談が多数寄せられネットワークがどんどん拡大。約2年で100名超の当事者ネットワークに。
- ・2018年8月9日「子育て議員連盟」設立
　　子育て中の男性議員や、子育て中でない議員からも賛同の声があり、超党派の子育て議員連盟を設立。出産・子育てと議員活動の両立の法規・環境整備と、当事者の声を活かした実効性のある子育て支援政策の推進を活動の旨とする。現在約160名の地域・党派を超えた議員が参加（男性議員約25%）

- ・2018年10月10日・12日 全国三議長会へ標準会議規則改正等を要望
 - 1 標準都道府県議会会議規則における出産に伴う議会の欠席に関する規定について、取得期間及び運用についての考え方を明確に示すこと。
 - 2 同規則において、子の看護休暇に関する規定を明確に整備すること。
 - 3 同規則において、配偶者出産休暇の取得を可能にする規定を明確に整備すること
 - 4 IPU「ジェンダーに配慮した議会のための行動」に則った、議会における仕事と家庭の両立支援のためのインフラ及び議会文化の整備又は改善に取り組むこと。

以上の規則改正等の必要性を、調査データや関係法規の逐条解説を用いて説き、論拠をもって要望と提案を行った
- ・2021年1月27日～2月12日
全国三議長会で相次いで標準会議規則改正。改正の理由を示した資料と共に各議会へ通知される。
⇒約8か月で各項目84～89%の議会で改正が行われた

■2017年全国議会事務局調査

(調査事項) 所属議員の出産事例のある議会
規定改正と所属議員の出産との因果関係

出産議員 アンケート

(調査事項) 産後の復帰時期

仕事中の子どもの預け先は
認可保育園に預けた方に。就労証明書はどのように取得しましたか
早朝・深夜・休日の仕事の際の預け先は
任期中の妊娠・出産・育児で、あつたら良いと思う議会の環境整備は?
議員を続けられない、次の選挙に立候補しないと考えましたか?

■調査結果からえたこと

- ・議員の妊娠・出産・子育てに対して、議会が体制整備を行っている事例はごくわずか
- ・所属議員の妊娠・出産に対して、体制整備が行われなかつた事例が多い
→ 議会内の勢力図・選挙での関係性も影響?
- ・妊娠・出産・育児に際し、不利益を受けたという回答は約90%
- ・自身の体のケアや妊婦健診・子の健診や予防接種にも困難が伴っている
- ・出産間近まで職務にあたり、8割が2か月までに議会復帰という早期の復帰の状況ながら、授乳・搾乳の場所や休憩スペースもなく心身ともに負担が大きい
- ・保育所入園手続に必要な就労証明書の取得が難しいことがあつたり、早朝・深夜・休日等の職務で複数の保育手段の確保が必要になるが、その確保に難儀している

- ・夫以外の親族のサポートに頼っている
- ・半数弱が妊娠中や出産後に議員を続けられない・次に出馬しないことを考えたことがある
- ・議員自身が妊娠・出産に際し、規則改正や環境整備を働きかけようにも、身重で孤軍奮闘することが難しい状況が伺えた。

■2019年全国議会事務局調査より（当事者と議会への調査から）

- ・母子の命の問題として、産前・産後休暇を取得可能にする必要がある
- ・議会内の休憩スペース、授乳・搾乳場所の確保が必要である
- ・保育の確保に困難が伴っており、授乳期間の子の同伴、保育へのサポートが必要

これらの環境整備は、出産・子育て期の人材の議会参画に直接影響すると思われる。当事者への配慮という観点のみならず、多様な主体の参画による民主主義の体制整備という観点からも必要な環境整備である。

■環境整備にあたって

- ・妊娠・出産・育児に関する法規や環境整備は、母体と子の命や人権に係わる問題であり、代替手段もきかないため、最低限守られるべき共通ルールを設ける必要がある
- ・議員自身が議会制度を理解し、論拠を持ってルールメイキングすることに積極的になる
- ・議会の自律権は尊重されるべきであるが、議会内の政治的な構図やパワーバランス等が影響することもあり、命や人権に関わる問題について部分社会の法理では不都合が生じる場合もあるため、第三者による調整を視野に置く必要があるのではないか

一般に当事者が増えれば当事者のための制度や環境整備が進む傾向もあるが、現状、子育て世代の女性議員は圧倒的マイノリティであり、議会という特殊な部分社会の力学の中では取組が困難なこともある

⇒具体的な女性議員を増やす取り組み

現状の認識不足。なぜ少ないかの課題整理がされていない。

枠の確保の確保ではなく、躊躇する理由はなにか

家族の理解も大きい。家庭とのバランスが取れることが理解されれば、意識も変わると考える。自分自身は議会からまず発信すること、環境を整備することが先決であろう。

【実践紹介】 宮城県柴田町議会 議長 高橋たい子 副議長 平間奈緒美

「正副女性議長が取り組む柴田町議会の男女共同参画の推進」

(高橋議長からの報告)

女性議員を増やすことが主題として報告する。

- ・市長副議長とも女性であり、共に立候補して就任。全国 2 例目とのことです。議会内でも男性だから女性だからというのではないと考えています。
- ・柴田町の男女共同参画の取り組みについて⇒取り組みが男女間わないものとしていると考える。

○柴田町の女性議員の第 1 号誕生は 1993 年（平成 5 年）定数 26 名中 1 名

⇒その女性の議員が一般質問の中で女性施策を質問。

⇒その質問を受けて、町は 94 年に女性政策係を新設

- ・女性のお茶くみを廃止
- ・女性に関わる施策の実施
- ・女性誌の編纂
- ・小中学校男女平等を考える副読本を作成
- ・男女混合名簿（県内初）

○1996 年に女性模擬議会を開催

（女性の政治参加を進めようと各分野から選ばれた人たちが議員となって開催）

※平成 8 年に自分も参加。当時では珍しい女性管理職だったこともあり、私の質問は女性管理職登用率 20 % を目指してを質問した。

○1998 年リバース模擬議会（男女混合であるが女性の方を多くする）

男女共同参画都市宣言（県内初、東北 3 例目）

○2000 年 女性模擬議会とリバース模擬議会の議員で「輝く柴田、男女共同ネットワーク」を立ち上げ、毎年町と共同で男女共同参画に関わるイベントを開催

⇒10 年活動し少しずつ、意識が根付いてきた気がする。

○2009 年議員として立候補し当選

自分の定年後、今後の進路を悩む。早期退職後立候補。

当時先輩女性議員 3 名、合併問題もあり新人 3 名出馬、全員が当選。6 名となる

○2010 年 6 名の女性議員で男女共同参画推進条例を策定しようとの話があり、男女共同ネットワークや町民で考える会を立ち上げ。50 回の会合

○2012 年 臨時議会にて男女共同参画推進条例可決

町村議会ではそれぞれ環境の違いがある。なかなか難しい問題。家族の理解も難しいことではあるが、男女共同参画の考えを持って女性を議会にということで声掛けをしているが結果に結びついていない現状。現在は、4 名の女性議員で活動をしている。

（平間副議長からの報告）

- ・これから取り組みということでお話をさせていただきます。
- ・柴田町議会では 21 年の改選時に定員の 1/3 18 人中 6 人が女性議員になった。
- ・私自身の立候補の話。

私も政治に興味ないとは言わないと、立候補するとは思っていなかった。PTA 役員や育成会活動など子供達に関わる活動をしていた。子育てに一区切りがついたこともあり、当時の女性議員とお話しする機会があり、家族の理解得られたことがあったことで、立候補を決断。1993 年から男女共同に取り組まれていた町のあり方が、根っこにあつたのかなと思う。

・柴田町議会としての課題

改選で 6 人から 4 人

⇒声掛けしているが、なかなか女性が一步踏み出すというのは難しい。

そこで仕事知ってもらおうことが最初ではないかということを話している。

平成 21 年以降、新しい女性議員っていうのが誕生していない。現在も模索中。

⇒男女問わず、立候補者を増やしていく

子育て世代の方、議会に興味関心がある方に声かけをして、まずは議会を知ってもらうという活動を進めている。

・まずは、お茶飲みでの対話から進めて、も柴田町議会として、できることを地道な活動していきたいと思っております。

【講演・セッション】

速報！議会改革度調査ランキングとトレンド

中村 健 早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長

議会改革度調査 2021 <地方議会サミット プレ発表>

◎調査概要

1 調査名 議会改革度調査 2021

2 調査実施期間 2022 年 01 月 31 日～2022 年 02 月 28 日

3 調査対象期間 2021 年 01 月 01 日～2021 年 12 月 31 日 (2021 年中)

4 調査対象 都道府県議会及び市区町村議会 全 1,788 議会

5 調査方法 オンライン調査（ウェブフォームによる回答）

6 回答状況 回答数 1,355 議会 / 回答率 75.8%

7 その他

・本調査は 2010 年より実施し、今回 12 回目（12 年目）の調査となります。

・時点調査については、2021 年 12 月 31 日現在のものとなります。

・詳細の調査分析結果は、随時公開を予定しています

◎調査の目的

早稲田大学マニフェスト研究所では、2009 年に議会改革調査部会を発足し、議会改革の取組状況や傾向を把握することを目的に調査を行っています。さらに、次のような考え

で調査の分析を進めています。

- ・取組を数値化することにより、各議会が取組向上を図る際の客観的指標を示す
- ・上位ランキングの公表により、地方議会に善政競争を促し二元代表制の一翼の担う議会を強化したい
- ・議会改革の方向性を定め、次なる課題・ステージを研究し提示する

◎調査における評価軸

2010 年の調査開始以来、各地で議会改革が活発になり、さまざまな取組が生まれました。こうした取組に対応し、設問が増えた経緯があります。しかし、議会改革の取組が進んでも、地域課題の解決や住民からの評価には繋がっていない議会があることも事実です。住民の問題意識や地域の課題解決と議会とがつながっていないことが要因であると考えられます。

そこで、「住民の意見を集めて調査し・議論し・決める」という議会本来のプロセスに照らし、設問の再構築を進めてきました。(2018 年:76 問 ⇒ 2021 年:53 問)

これにより、議会が目指すべき「地域経営を実現しようとする議会」を評価する調査となってきています。

◎ことしの特徴と傾向

2021 年は引き続き、以下のような新型コロナ感染対策のなかでの議会活動に迫られました。

- ・住民の意見を集めること（意見反映）ができない
- ・意見を持ち寄り話し合うこと（合意形成）ができない
- ・意見反映度・合意形成度の高い意思決定ができない

しかしながら、昨年までを教訓に、議会報告会にネット動画やネットアンケートの手法を用いたり、オンライン会議を活用した住民対話など、住民と議会の間でのデジタル・オンライン化の動きが活発化しました

◎設問構成

設問は、基本情報のほか、情報共有、住民参画、議会機能強化、の 3 分野で構成しています。

情報共有

議会が持っている情報を同じ情報の量と質で、同じ時のなかで住民と共有できているか？

また、議会は住民に対して説明責任を果たせる様な環境を構築しようとしているか

住民参画

議会が住民と対話し、ともに学び合うなどして、多様な民意を形成し集めているか？

また、住民は積極的に議会と関わることのできる環境を構築しようとしているか？

議会機能強化

調査を行って、議員間で話し合い、政策の質向上や地域課題の解決に、直結した活動ができているか？

情報共有や住民参画を進めていくために、従来の議会の制度や運営等をあらためる取組に着手し議会を活性化しているか？

◎スコア分布

- ・スコア分布(昨年)

⇒ランキング上位 300 位程度で取組度合いが高いと見られた。MAX 6,820

- ・スコア分布(今年)

⇒グラフの立ち上がりが 400 位前後まで拡がっている。

コロナ過において従来の議会活動に何かしらの変化を起こした議会が増加してきたといえるのではないか MAX 9,550

◎スコアの比較から見えるもの

・上位層では上昇したものの、下位層では低下している。議会改革に積極手に取組んでいる議会と消極的な議会との差が拡がりつつある。

・取組に裾野の拡がりが見られる一方、1,000 ポイントで 300 位ラインに大きな変化はない。上位 100 位の議会が、より積極的に議会活動を展開しているとみえる。

【講演・セッション】Z 世代に届けるために重要な「見せ方」について

古井 康介 株式会社 POTETO Media 代表

小林 真子 ZEXT 代表 吉永 一輝 ZEXT 副代表

00. はじめに 「見せ方」一つで届き方は大きく変わる

01. 地方議会への関心の実態は...？

残念ながら「ない」...

・年代別にみると、デジタルネイティブである

Z 世代に特に届いていないという課題も見られる。

・ある人と、ない人がいる。

⇒ある(けど知らない)人に対してうまく差し込むことは、今日からできること



02. 興味がある人が「やってほしい」情報発信とは？

- ・市民が求めている情報を、求める形で発信すること。

What to say / 何を伝える

①街の政治情報をわかりやすく発信する→住民向け

②お得情報を発信→住民向け

03. 明日からできる、発信のポイント講座

- ・意識するのは2つ

「What to say」=何を伝える

「How to say」=どう伝える

- ・具体的に紹介して行きます。

A 地元ニュースに関する投稿

B 地元の行政情報に関する投稿

C 地元の行政情報に関するインフォグラフィック投稿

D 写真なしの活動報告投稿

E 写真付きの活動報告投稿

F プライベートな投稿

- ・Twitter = 10~20代諂若い世代と直接繋がれるSNS

①政治家諂発信で唯一「拡散」が可能

②SNSの中で最も「見られている」

③基本的に無料でできる

- ・全国の地方議員 Twitter 利用率 15%

強いて言うなら「若者がいる場所」に来ていない。

ネットしか見ない人にとって、ネットでの発信がない=存在しない。

優先順位はありますも、20-30%投票に行く存在。無視するには大きい

04. 最後に実際に20代前半の方に聞いてみましょう

- ・政治部 ZEXT とは

● U30諂高校生や大学生、社会人が約140名ほど集まっています！

● 「政治」をテーマに語り合う活動しています！

● 毎週開催諂おしゃべり会や政治家へのインタビュー企画や SNS での情報発信を行っています！

若者も政治に興味がないわけではありません！！

興味あります！！大事なのは伝え方！！

→若者へのメッセージなど若者をターゲットにした動画が伸びてます！

是非、Twitter や YouTube も活用して、若者にご自身の熱い想いをかっこよく・わか

りやすく・ありのまま発信しましょう！

05. まとめ

Z世代の一定層は地方の政治にも興味がある。確かに参加している人にとって、満足な情報を発信しないことには始まらない。伝えたい対象が求めている情報を発信しよう。発信するときは、SNS・Twitterをうまく使おう。Z世代の言葉で語ろう。

政治を届けて、誰かの人生の可能性を広げる。

【講演】いまこそ問われる！ 地方自治と議会の役割
片山 善博 大正大学社会共生学部 教授／元総務大臣

地方自治の根幹部分って言いますか一番基礎的な部分がうまく運営されていない、作動していないと気になる部分がある。事例を3点あげたい。

1点目、国土交通省の統計の改ざん問題。経済の実態が分からなくなることで、財政政策、景気対策、金融対策をつくるエビデンスである数字が間違っていては的確な政策が実行されない。統計に信頼がおけないことは大きな問題である。

国土交通省が指示して行ったが、実際に書き換えを行ったのは都道府県。できないと拒否した事例ははい。国統計委員会より問題が指摘され、この違法な統計処理をこっそりやめようとメールをだしたらしいが、いくつかの都道府県はやめなかつたらしい。

なぜ辞めなかつたかと聞くと、やめろとのちゃんとした指示がなかつたという。指示のあるなしに関わらず、違法な行為に毅然たる態度をとるべきであるし、内部通報制度を利用することも可能であったが訴えることもなかつた。自浄作用が働いていないことでもある。本当はもっと都道府県の責任というものが問われるべきと考える。

法定受託事務ですからと何人もの知事が答えていると報道がされた。全く認識違いである。かつての機関委任事務は、23年の地方分権一括法が施行されるまでは機関委任事務の時代は都道府県知事とか市町村長とか要するに自治体の機関は、事実上各省の手足、部下と言える制度であった。現在は、法定受託事務となり、一定の裁量権を有している。事務処理基準ってのが定められることになっており、その事務執行が適正になされているか監視する必要がある。

これが2000年の地方分権改革の成果でもあるが、今回の問題に対して、機関委任事務時代と同じような認識なのかなと感じる。



さらに、法令に根拠のない通知は単なる助言にすぎない、総務省の助言です。地方分権によって変わった関係性に議会も関心を持つべきと考える。

2点目の事例として、千代田区の歩道の街路樹を切ることで住民ともめている。地方自治というのは地域の問題を地域の皆さんで責任もって決められるしくみが地方自治の真髄です。それでもう大混乱なっているわけです。

既に予算も通過し、契約も行った、あとは事業を行うだけの段階。だれも議会が決めたから執行するとは言わない。議会が議決機関であるにもかかわらず。

議会では、執行部からは聞いている。反対派の人はその議会で審議の過程で意見を述べる機会もないのが実態。アメリカの議会と比較して、市民が意見をいう機会が設けられていない。公聴会などの制度も開かれていない。異論反論も聞くことは大切だと考える。

裁判所で例えると、原告の話のみを聴き、被告側の話を聞く機会のないまま判断をする裁判官はあり得るでしょうか。

議会は決定機関だからこそ、決定前に異論反論いろいろな情報を役所だけではなく聞くべきである。議会報告会で聞いている反論もあるが、報告会は決定後に行っている。

3点目として、現在全国で教員が不足している文科省の調査では、全国で2500人ぐらい昨年度学期の初めに不足した。義務教育費国庫負担法に基づいて県職員であるから都道府県に一義的な責任がある。しかし小中学校の問題は市町村の教育委員会が所管している。市町村の教育長は教員上りが多い。教員は県職員であることで、教員不足で県を批判することも実際にいにくいのも現状である。

それでは、市町村の教育委員会が無責任だと思います。自分の所管する学校で教員が足らないのはちゃんと責任もって処置すべきです県教委に行っても埒があかないなら自分たちで独自配置ぐらいをしなきゃいけないと考える。

自分は県費負担教職員以外の職員を採用してそれで充足した。このようなことを考える人を選択する、人事案件で考えていくことも大切である。

教育に対して責任っていうかその誰も責任を取らないような国は将来危うい。教育は国家の基本です。

教育をこんなに軽んじる国は将来があんまり見込みはないと思って、もっとちゃんと教育に力を入れてください。そこ議会の役割です。



■全国地方議会サミット 2022 宣言文（案）

ローカル・マニフェストは、2003 年春の統一地方選挙へ向け、当時の北川正恭三重県知事が導入を提唱していらい、20 年を迎える。この間、「お願いから約束へ」のスローガンのもと、あいまいな選挙公約から事後検証が可能なローカル・マニフェストの広がりや、当連盟の働きかけもあり、選挙期間中にマニフェスト・ビラ（証紙ビラ）の配布が首長、都道府県議会議員、市区議会議員選挙で可能となり、現在では町村議員選挙でも可能となった。また、当連盟が主導する議会改革が全国の地方議会へ広がり、執行機関の監視だけではなく、二元代表制の一翼として政策を実現するなど機能する議会、多様な住民が参加できる議会などチーム議会により住民福祉を果たす議会が増え、地方から政治を変える原動力となっている。

しかしながら、マニフェスト・ビラの活用については、配布方法や記載内容などに試行錯誤が続いている、有権者が選挙において、政策を判断材料できる状況とは言えない状況である。

議会改革においては、新型コロナウイルス感染症により議会機能が停止する例があり、緊急時の議会の存在意義が問われる状況が生まれ、オンラインなどデジタル技術の拡充が求められている状況となった。オンラインの活用は、議場に参集できない場合でも議会機能の維持が可能となるばかりではなく、多様な人材による議会活動も可能となるツールもある。

以上のことから、「住民福祉の向上を果たす議会」を実現するため、来年の統一地方選挙を含め、今後の政治改革、議会改革を進めるために全国地方議会サミット 2022 参加者一同として以下を宣言し、行動する。

記

1. 2023 年の統一地方選挙を含め地方議員選挙でのローカル・マニフェストや証紙ビラ進化を図る。
2. オンラインによる常任委員会開催へ向け、条例改正を全国の地方議会へ広げる。
3. オンラインによる本会議開催に向け、法整備を進めるよう国へ働きかける。

以上

2022 年 5 月 13 日
全国地方議会サミット 2022 参加者一同
ローカル・マニフェスト推進連盟